

〒110-0002 東京都台東区上野桜木1-7-5 ハウス上野の山 206

Tel : 03-5815-8911 / Fax : 03-5815-8912

E-mail: : shoji-m@mtj.biglobe.ne.jp

URL : http://www5e.biglobe.ne.jp/~syoji/

令和3(2021)年度 各保険料率の動向

事務所ニュース3月号で令和3(2021)年度の健康保険及び介護保険の保険料率についてお伝えしていますが、**雇用保険の保険料率は昨年同様、据え置き**となっています。

各保険料率の動向を以下にまとめましたので、再度ご確認ください。

●雇用保険料 ※昨年度と変わらず

	労働者	事業主	合計
一般の事業	0.3%	0.6%	0.9%
農林水産他	0.4%	0.7%	1.1%
建設業	0.4%	0.8%	1.2%

●健康保険料 ※3月分(4月納付分)から

—協会けんぽ 保険料率(労使トータル)—

埼玉	9.80%(引き下げ)
千葉	9.79%(引き上げ)
東京	9.84%(引き下げ)
神奈川	9.99%(引き上げ)

●介護保険料 ※3月分(4月納付分)から

—協会けんぽ 保険料率(労使トータル)—

全国一律 **1.80% (40歳-64歳)**

なお、健康保険組合の保険料率は、組合ごとに異なりますので、それぞれの健康保険組合にご確認下さい。

厚労省から雇調金等の特例措置の縮減方針(予定)が公表されました

事務所ニュース2月号でもお伝えしましたが、緊急事態宣言解除を受けた雇調金等の特例措置の縮減が、3月25日、厚生労働省から公表されました。

①5月、6月の2か月間、原則的な措置を縮減するとともに、**②感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業については特例を設け、7月以降、雇用情勢が大きく悪化しない限り、上記①原則的な措置、②特例措置をそれぞれ更に縮減する予定です。**

雇用調整助成金等

(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合)

		～4月末	5月・6月
中小企業	原則的な措置【全国】	4/5(10/10) 15,000円	4/5(9/10) 13,500円
	地域特例(※1)	—	4/5(10/10) 15,000円
	業況特例(※2)【全国】	—	4/5(10/10) 15,000円
大企業	原則的な措置【全国】	2/3(3/4) 15,000円	2/3(3/4) 13,500円
	地域特例(※1)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円
	業況特例(※2)【全国】	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円

(※1)5月・6月:まん延防止等重点措置実施地域で、知事の要請を受け時短等に協力する事業主(同措置解除月の翌月末まで適用)

(※2)生産指標が**最近3か月の月平均で前(々)年同期比30%以上減少**の全国の事業主

なお、**施行にあたっては厚生労働省令の改正等が必要であるため、あくまで現時点での予定となります。**

令和3年4月分から年金額0.1%引き下げ

令和3年1月22日、総務省より、昨年の年平均の全国消費者物価指数(生鮮食品を含む総合指数)の対前年比変動率が0.0%となった旨発表されました。

また、令和3(2021)年度の年金額改定に用いる「名目手取り賃金変動率」は▲0.1%となりました。

また、令和3(2021)年度は、賃金や物価による改定率がマイナスの場合には、マクロ経済スライド(公的年金被保険者の減少と平均寿命の伸びに基づいて、スライド調整率が設定され、その分が賃金・物価の変動がプラスとなる場合に改定率から控除するものです)による調整は行わないこととされているため令和3(2021)年度の年金額改定においては、マクロ経済スライドによる調整は行われません。なお、平成30年4月施行の新ルールで、未調整分を翌年度以降に繰り越す仕組みが導入されました。今年度のマクロ経済スライドの未調整分(▲0.1%)は翌年度以降に繰り越されます。

マイナス改定は平成29(2017)年度以来4年ぶりになります。つまり、令和3(2021)年4月分から年金額は**0.1%減額**され、4月分と5月分が6月15日(火)に支払われます。令和3(2021)年度の支給額は、自営業者やフリーランスが対象の国民年金が満額1人分で前年度比66円減の毎月65,075円となり、年間年金額780,900円になります。

会社員らが加入する厚生年金が夫婦2人の標準世帯の場合、228円減の毎月220,496円となります。

●令和3(2021)年度年金額

	月額年金額	年金額
国民年金-老齢基礎年金1人分	65,075円 (-66円)	780,900円
厚生年金(夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額)	220,496円 (-228円)	2,645,952円

※厚生年金は、夫が平均的収入(平均標準報酬43.9万円)で40年間就業し、妻がその期間すべて専業主婦であった世帯の給付水準です。

令和3年4月から70歳迄の就業確保の努力義務

人生100年時代を迎え、働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高齢者の活躍の場を整備することが必要として、政府は様々な検討を重ねて令和3年4月から改正高年齢者雇用安定法が施行されます。**今までの65歳までの雇用確保義務、そして70歳迄の就業確保の努力義務になります。**

対象は下記の①から⑤までのいずれかの措置を講じるよう努める必要があります。

①	70歳までの定年引き上げ
②	定年制の廃止
③	70歳までの継続雇用制度導入(再雇用制度・勤務延長制度)の導入 (子会社・関連会社での継続雇用を含む)
④	70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
⑤	70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入 A 事業主が自ら実施する社会貢献事業 B 事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業

上記の④・⑤については、過半数組合等の同意を得た上で創業支援等の実施に必要な措置について

1. 計画を作成する。
 2. 過半数組合等の同意を得る。
 3. 計画を周知する。
- を行います。

厚生年金の支給開始年齢は性別・生年月日により段階的に遅くなり65歳開始になりますが、これら現在の年金制度は、改正を検討しないこととしています。つまり、今回、70歳までの就業確保の努力義務が発生するものの、現時点では年金支給開始年齢の引上げは行わないとの方針です。